

本資料は、さる八月一日から一一日までジュネーヴで開かれた第二回人種優越主義および人種差別と闘う世界会議（以下「第二回人種差別と闘う世界会議」と略）で採択された宣言および行動計画である。この会議は前号で紹介した一九七三年三月の第一回人種差別と闘う世界会議」をうけて開始された「人種優越主義、人種差別と闘う行動の十年」（一九七三～八三年）を総括し、今後の十年の方向をうち出すために開催されたものである。

「第二回人種差別と闘う世界会議」の模様や部落解放同盟代表団のとりくみや日本政府の対応については省略するが、新たな「宣言」や「行動計画」では、経済的な困難とあいまって、人種差別と人種優越主義の煽動が増えていること、そのために「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（略称「人種差別撤廃条約」）の批准促進とその国内での具体化が急務であることが

〈解説〉

〈資料〉

第二回人種主義及び人種差別と闘う

世界会議の宣言及び行動計画

強調された。

なお本資料の翻訳にあたっては東京外国语大学斎藤惠彦教授の御協力をえた。

（注）第二回人種差別と闘う世界会議の報告としては以下の文献を参考いただきたい。

- ・「世界人権宣言35周年と部落解放」（一九八三・十一）35周年中央実行委員会編・発行
- ・「部落解放」八三・十月号特集△国連第二回人種差別と闘う世界会議で△

宣言（仮訳）

（一九八三・八・一二、ジュネーヴ）

人種優越主義・人種差別と闘う第二回世界会議は、国連総会決議三七／四一号にもとづき、また、人種優越主義・人種差別と闘う行動の十年の頂点にあることに注目して、一九八

三年八月一日から一二日までジュネーヴにおいて会合し、国際連合憲章がすべての人間の尊厳と平等の原則を基礎とし、その基本的目的として政治的、経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて並びに、人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励することについて国際協力を達成することを要求していることを想起し、

わいに、一九七三年一一月一〇日から始まる期間を人種優越主義及び人種差別と闘う十年間とする総会の指定を想起し、また、一九七八年にジュネーヴで開催された人種優越主義・人種差別に反対する第一回会議をも想起し、人種、皮膚の色、門地または、民族的あるいは種族的出身等によるいかなる差別もなしに、特に人種的偏見、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘートの強化に寄与するいかなる政策や慣行を阻止して、すべての者の人権と基本的自由を促進し、人種優越主義・人種差別及びアパルトヘートに寄与する誤った架空の信念、政策、慣行を識別し、孤立させ払拭し、さらに、人種優越主義と人種差別の相互支持を基礎とする結託の出現をくじく、この十年間の目標を再び確認し、

人種優越主義及び人種差別と闘う十年行動の間に行われた全国的、ブロック的、国際的活動の検討を行い、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する国際条約、国際人権規約、アパルトヘート罪の鎮圧・及び処罰に関する国際条

表現する手段を提供することができるし、また、そのことにより理解と異なったものへの敬意への寄与をなすことができるといふ、会議の信念を確認し、

一二一の加盟国がよせた、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約への支持と、それに加えて人種差別撤廃委員会のもの、個人または個人の集団からの通報を受ける資格の承認を宣言した加盟国との重要性を認識し、

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約の批准国にいたつて、この条約の条項を指針として利用すべきだとの会議の信念とを再び確認し、人種差別と闘うための全国的な立法、司法、及び行政行為の中心的重要性と、人権規範の実施のための法的救済手続の特別な批准を行なうまでの間も、人種差別と闘い、また、国内的及び国際的レベルのいずれにおいても平等の原則の実現を確保するにあつて、この条約の条項を指針として利用すべきだとの会議の信念とを再び確認し、

範な支持に値することを認識し、

人種優越主義及び人種差別に反対する効果的な闘争を遂行する目的達成のために、公正にして公平な国際秩序を即時に確立する努力が必要であり、また、この目的のために、新しい国際経済秩序の確立が、人種優越主義と人種差別を引き起こす原因との闘いにおいてきわめて重要な一步となるであることを認識し、国際的協力が、人種優越主義・人種差別及びアパルトヘイトに対する効果的に闘うための不可欠な条件であることを認識し、

現行の国際文書に規定された先住民の権利を認識し、アパルトヘイトが南アフリカの黒人多数者の搾取と退廃を確保しきつ永続させるための人種優越主義的白人少数者の計画的な政策であることを認識して、

厳肅に再確認し、かつ宣言する。

- 1 人種による優越性のどのような理論も、科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり、社会的に不公正かつ危険であり、したがっていかなる正当性をも持たない。
- 2 人種優越主義及び人種差別は、世界中から絶滅せねばならない一貫した災厄である。

3 したがって、国家的、地域的及び国際的教育資源は、あらゆる人間の間に相互理解を促進し、また人種優越主義的態度及び慣行の基礎を打破する観点を立って民族的及び人種的平等の科学的基礎と文化的多様性の価値とを証明し、教示するような形で開発し利用されねばならない。

の進歩と文化に寄与してきた。

5 あらゆる形態の差別は基本的人権の侵害であり、また、人種的優越性、排他性及び憎悪の理論に基づく政府の政策は、国民間の友好的関係と国家間の協力を危険にさらし、したがって、国際平和と安全保障をも危険にさらすものである。

6 制度化された人種優越主義の極端な形態であるアパルトヘイトは人類に対する犯罪であり、人間の尊厳への侮辱であり、世界の平和と安全保障に対する脅威である。

7 南アフリカにおいて、人種優越主義の最も極端な形態は、国連憲章に規定されたすべての者に差別なき人権と基本的自由の原則に対する明白な否定となっている搾取と退廃の形態をもたらしました。

8 バンツー自治区の創出は、アフリカ人民からその土地を侵奪し、その市民権を剥奪し、南アフリカの少數白人人口の政治的、経済的優越を強化する意図をもつた非人間的政策である。

9 人種優越主義的南アフリカ政権に対する国際連合の輸出禁止措置は、南アフリカをいつそう孤立させるために、全加盟国によって厳格かつ誠実に履行されねばならない。経済、軍事、核及びその他の分野での援助及び協力は、アパルトヘイトに反対する闘争への障害を形成する。多国籍企業がアーレトリニアの人種優越政権を援助し、支持するような慣行や、南アフリカ及びナミビア人民の自然資源を搾取するような慣行などにしたがうことを防止する立法措置と規則を創設することはすべての政府の責務である。

15 人種優越主義及び人種差別の法による禁止は、経済、社会及び文化の分野での平等を保障する活動的な努力を伴うものでなければならない、とりわけ、特別な事業、たとえばアフリカ・ティヴィ・アクション（訳註）のような事業を、社会制度内に本来の人種優越主義や人種差別の問題にとり組むために開発し、制度化せねばならない。

16 教育と情報は、人種優越主義と人種差別と闘うための効果的な活動手段を提供すべきである。会議は、人種優越主義及び人種的偏見と闘うために教育と情報をより効果的に利用しようとするユネスコの努力を支持する。また、すべての利用可能な手段をもって、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトの害悪への自覺を促し、さらにすべての人間の尊厳と価値への尊重を保証するよう、それぞれの社会において、人々、とりわけ児童と青年に教えることは、すべての政府とすべての世論指導者の責任である。情報メディアは、人種差別の撤廃に関連した国際連合の活動と事業についての情報を普及するよう奨励されるべきである。

17 アパルトヘイト、人種優越主義及び組織的・人種差別は、政治と経済の分野のみならず、教育、保健、栄養、住居、就職機会及び文化発達の分野におけるゆるい不平等から発し、そのような不平等に至る、人権の甚だしい侵害である。したがって、このような政策や慣行と闘うために必要な行動には、すべての国々の政治的、経済的、社会的並びに文化的・生活条件を改善するための全国的、地域的、国際的レベルにおける手段が含められる。

10 アパルトヘイト制度の維持に寄与するすべての者は、この犯罪の実行において共犯者である。

11 会議は、國の独立と非人種優越主義的民主社会の確立のための民族解放運動の指導のもとにある南アフリカ及びナミビアの人権の無私的努力を賞賛する。会議はまた、この闘争の正当性を再確認し、国際共同社会が、これらの人々への道徳的、政治的及び物質的支持を増加するよう要求する。

12 当該地域の国家間組織により承認された民族解放運動に対して、すべての被抑圧人民との、また人種優越主義、人種差別、植民地主義及びアパルトヘイトのすべての被害者との国際連帶の具体的な形態として支援が提供されなければならない。

13 会議は、人種優越主義的南アフリカ政権が、最前線國やこの小区域内の他のアフリカの独立国に対して、これらの諸国がアパルトヘイトに反対し、難民を援助し、解放運動を支持している故をもって、直接にまた傭兵や武装盗賊集団を利用して犯されている、頻繁で、正当な理由のない、侵略破壊及びサボタージュの諸行為を非難する。

14 会議は、多くのネオ・ナチ及びファシスト組織が人種優越主義と人種差別指向する傾向を助長する活動を増進させたことに深い憂慮の念を表明する。したがって、人種のあるいは民族的排斥、狭量性、憎悪、恐怖乃至は人権と基本的自由の制度的否定に基づいた、アパルトヘイト、ナチズム、ファンズムあるいはネオ・ナチズムなどのすべての思想や慣行に反対する手段がとられねばならない。

15 まればならない。国際的開発協力は、これらの障壁を克服するために開発途上国が必要とする資源の確保に重要な役割を果すどころがある。

16 各国政府は、一人種あるいは、ある皮膚の色や民族的出身の人々の集団の優越性の思想や理論に基づき、いかなる形態であれ、人種的憎悪及び差別を正当化し、あるいは助長しようとは試みるすべての宣伝やすべての組織に対する自らの非難を明白にせねばならず、また、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約第四条にしたがって、これらの差別のあらゆる煽動または行為を根絶する意図をもった手段を採択せねばならない。

17 会議は、南アフリカとの協力のあらゆる形態、とりわけ、イスラエルと南アフリカの人種優越主義政権との、現存し、かつ増大しつつある関係、特に経済及び軍事分野における関係を非難し、さらに核分野での国際の協力を甚だしく遺憾とし反対の警告を発するとともに、国際社会が、南アフリカの人種優越主義政権を完全に孤立させる目的に向かって全精力を傾注していくこの時期にあって、これらの関係が拡大強化されていること甚だしい遺憾の意を表する。会議は、この協力関係が、故意の選択による行為であり、南アフリカの被抑圧人民に対する敵対行為であるとともに、南アフリカに自由と平和を確保するための国連の諸決議と国家間社会の努力に対する挑戦であるとみなす。会議はまた、国際連合及びアパルトヘイトに断固として反対する各國政府に対するイスラエルの狡猾な宣伝に憂慮を

う。

20 会議は、パレスチナ人とアラブ占領地域の他の住民の基本的権利の享受を妨げるような方法で、これらの人々の日常的存在の全分野に影響しているこれらの人々に対する人種差別の慣行を、深い哀惜をもって想起する。会議は、この状況に深い憂慮の念を表明し、パレスチナ人とイスラエルによるアラブ占領地域の他の住民を対象とする人種差別のすべての慣行の停止を求める。

21 國家的、民族的少数民族及びその他の少数民族に属する人々は国際協力と理解の促進に重要な役割を果たしうるものであり、またあらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約及び市民的及び政治的権利に関する国際規約、なかんずく規約第27条に従つた、少数民族に属する人々の権利の国家的保護がこの役割の遂行を可能ならしめるために不可欠である。会議は少数民族集團に属する人々に対し、その国の政治的、經濟的及び社会的生活に全面的に参加する機会を与えることが、国内に生活する異なるグループ間相互の理解と協力と調和のとれた関係の促進に寄与することを強調する。会議は、さらに、ある場合においては、少数民族の権利の特別な保護、とりわけ、特に、不利益を蒙つている少数民族グループの利益となるよう効果的な対策の採択が求められることを認識する。会議は、適格な国連機関が少数民族に属する人々を保護するために、現在までにとった行動、特に少数民族に属する人々の権利の保護に関する宣言草案を綿密に作成しようとする人権委員会の現在の行動を是認し、現在企画さ

22 先住民が、伝統とする經濟的、社会的及び文化的構造を保持し、これら住民自身の言語と、これらの住民の土地とその土地の自然資源に対する特別の関係とを利用して、いつそう發展させる権利はこれら先住民から奪い去られてはならない。先住民に関する提案に関して先住民との協議の必要性は完全に尊重されなければならない。会議は、先住民に関する国際連合グループの設置を歓迎する。

23 人種差別の行われる場合には、女性は、しばしば二重に差別されている。したがって、女性の地位と情況に係わる人種差別の効果を撤廃し、かつ、その社会的政治的、經濟的、社会的及び文化的生活への女性の平等な参加を保障する、いそゞうの特別な努力が求められている。このような情況においては、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する国際条約の履行は重要である。

24 全国的及び国際的関係諸団体は、人種差別の被害者となつている児童の心理的肉体的影響の重大性を特に考慮せねばならず、これら児童の将来計画には、これらの影響に対処する特別な措置が含まれるよう、注意を払うべきである。

25 アペルトヘイト、人種優越主義及び人種差別から逃れている難民に特に注意を払い難民について、とりわけ、臨時的な場合を含めて難民を滞在させる国へのこれら難民の入国、処遇及び不ひきわだし措置と、援助提供についての国際連帯及び永続性のある解決策の促進について、非差別の一般原則が誠実に適用されねばならない。

26 世界中の移民、移民労働者とその家族の権利並びに身分上の書類を持たないこれらの人々の人権とを保護すべき緊急の必要性からして、移民労働者とその家族に、いまだに損害を与える形で存在している差別的な施設や態度の社会的、經濟的及びその他の原因を緩和し撤廃するために、移民労働者とその家族の権利を保護する国際基準に完全に適合した司法上、行政上及びその他の慣行を各國が保障することを要求されている。会議は、国連内で行われている移民労働者とその家族成員の権利保護に関する条約草案の完成のための作業を怠ることを国連の加盟国に勧奨する。

27 國家、国際機関、政府機関並びに非政府機関、地方並びに民間団体、宗教団体及び労働組合は、人種優越主義・人種差別に反対する行動の十年の目標と目的の全面的で効果的な実現を保証することを求められる。

28 人種優越主義・人種差別及びアペルトヘイトの全面的撤廃を達成するため、人種優越主義及び人種差別と闘う第二次十年行動が、国連総会によって開始されねばならない。このため、人種優越主義・人種差別に反対する第二回世界会議は、次のと

おり行動計画を採択する。

第一章

教育、授業及び研修

1 会議は、人種優越主義及び人種差別の絶滅のための状況を創り出すために、すべての加盟国が教育、授業及び研修を効果的に利用することを要請する。これらの伝達手段は、人種、皮膚の色、門地及び民族的又は種族的出身の違いに基づく差別的行為に固有のものである、理論、哲學、思想及び態度の神話と誤りを暴くための手段として役立てられねばならない。すべての加盟国が教育の問題においてユネスコの教育における差別を禁止する条約に包含されている非差別と平等の原則を厳格に適用することが絶対に必要である。会議は加盟各国に次のとおり促す。

(a) 人種差別を生じさせるような、歴史的及び社会的データのどのような誤った評価、又はこれらのデータの均衡を欠く表現を訂正する観点をもって歴史、地理及び社会科の教科書を調査すること。

- (b) 教員が自分たちの社会の偏見を内省するよつたな程度にまで自覚を持たせられ、そのよつたな偏見を避けるよつて指導を必ず受けさせることを確保すること。
- (c) 学校及び高等教育機関において、人種優越主義、人種差別及びアペルトヘイトと闘う国際連合の活動を学習する適切な機会を用意すること。
- (d) あらゆるレベルの生徒及び学生が、人種優越主義、人種差別及びアペルトヘイトに関する出版物及び記録を手にすることができるよう用意すること。
- (e) 教育機関の教育職員は、可能な限り十分に、共同社会の人種的種族的構成が必ず反映するよつて確保すること。共同社会の人種的、種族的、言語的構成を代表する教員の雇用を容易にするためアファーマティヴ・アクション（訳註）事業が制度化されねばならない。
- (f) 学校と授業の資源及び研修設備が、あらゆる人口集団に属する人々に対し、利用できるようにすること。
- (g) 特定の人種的、種族的、言語的及びその他の集団がその出身の故に不利な立場におかれてきた歴史があつた場合や、また、そのような情況がさまざまな人口集団に属する人々を、より低い教育水準とより低い生活水準におかしめる役割を果たしてきた場合には改善策を講ずること。このことは社会の責任である。このことは、社会のあらゆるレベルにおいて特別な教育計画を必要とすることがある。
- (h) 司法機関の成員に対し、その研修において、曲いの社会格に適用し、ユネスコの教育における差別を禁止する条約に示された原則を忠実に守ることが、絶対に必要である。すべての児童に対し、どの学校にも入学する権利を保障することが重要である。不利益を受けている人種的及び種族的集団に属する児童に対し特別及び補助的教育を利用できるよつてすることは、場合によっては、これら児童の発達に適切なものとされる。
- 5 ユネスコなどの国際機関は、人権教育の分野でのその仕事を継続し、教科書の分析、教師養成、カリキュラム形成及びその他事業などの継続基盤にたつた計画を促進せねばならない。また、制度に固有なものでかつ制度化されてしまつて、差別が、どのようにしてアファーマティヴ・アクション計画などの改善手段を通じて対処し得るかを説明する資料を開発せねばならない。
- 6 一九八一年一月一六日から一〇日まで「ラザヴィル」で開催されたアペルトヘイトと保健に関する国際会議により勧告されたように、世界保健機構は、アペルトヘイトの被害者に有利となる行動計画をとりわけ保健、教育及び研修の分野において、継続して実施せねばならない。

第二部

第一 章

情報の普及及び人種優越主義、人種差別の闘いに
おけるマス・メディアの役割

の偏見を反映する可能性のあることを認識せねばならないこと。

- (i) 学校のカリキニラムが社会のさまざまな集団に属する人々相互の対話を促進させるよつて保障すること。これらのカリキニラムは、すべてのこれらの人々の必要とするものと背景とを感じるもので、可能な場合には文化的経験の相互交流を助長するものでなければならない。この点に関して、種族的少数者、及び人種集団に属する人々が、それぞれの文化と慣行などを学生に対し徹底的に教えることが考慮されるべきである。カリキニラムに人権の話題が没ぼするよつて考慮するための努力も同様に行われねばならない。
- 2 国家機関は、人種優越主義、人種差別及びアペルトヘイトと闘うことを目的としている現存の国際文書並びに、世界人権宣言に包含される原則に基づきその他の文書に規定されているか、または別途に国内法に包括されている一般公衆の人権の本質を、一般公衆に知らせなければならない。国家機関は、一般公衆が、国内法にしたがつて自らの権利を使用する手段を知らせるべきである。これらの機関は、人権の侵害、特に重大で広範囲な侵害に反対し、まだ、どうわけアペルトヘイト、人種優越主義及び集団殺害に反対する国内の世論を動員せねばならない。
- 3 國家機関で企画される教育及び科学研究計画の基本目的のひとして人種差別及び偏見の撤廃があげられねばならない。
- 4 すべての加盟国が教育の問題において非差別平等の原則を厳守する。
- 7 人種優越主義、人種差別及びアペルトヘイトとの闘いで利用される手段と技術についての情報を普及させることで、マス・メディアは重要な役割を演じなければならない。マス・メディアは、平和と国際理解を強化し、人権を促進し、かつ、人種優越主義とアペルトヘイト及び戦争への煽動と闘うについてのマス・メディアの寄与に関する基本原則にかかる、一九七八年のユネスコによる宣言を考慮して、すべての国民の目的、向を中心、文化及び必要とつての情報を普及することにより、国民相互間の無知と誤解の排除に寄与し、一国の国民が他国の人々の必要と願望とに敏感であるよつてさせ、人種、性、言語、宗教及び国籍による相違をとわす、すべての国家と、すべての国民及び個人の権利と尊厳に対する敬意を、人種優越主義及び人種優越主義政権を支持する宣言のどのような影響からむかわしいの国家や人々を保護することに役立つよつた方法で、確保することを、曲いの任務とみなさねばならない。
- 8 マス・メディアは、一九七八年のユネスコ宣言に規定された条項に従い、アペルトヘイト及びあらゆる形態の人種優越主義と人種差別に反対する闘争と、国際平和と安全保障のための闘争との緊密な関係について人々の意識を高めることに寄与せねばならない。
- 9 社会における人種的及び種族的少數者に属する人々の間のマス・メディアを通じての自己表現の不足が、往々にして、マス・メディアを一方的で歪曲されたものとする原因となつてゐる。あらゆる種類のメディア、すなわち、ラジオ、テレビ

ヨン、映画、新聞、広告、パンフレット及び公的会合は、演劇や物語などの伝統的形式によるものとともに、重要な役割を演ずることがである。

10 人種優越主義及び人種差別に反対して闘うことと目的とする

行事及び活動は、メディアにより広範な報道がなされなければならぬ。会議、セミナー・分科会及び田舎会議などの活動は、特定の問題を扱う国際連合の会合や、これらの機関の決議及び決定の刊行や広範な普及とともに、言及されるべきである。立

法、行政行為や共同行動計画を通じた人種差別との闘いの成功をも、それが好意的であると否定的であつて、排除する観点から審査されねばならない。人種的な側面をもつ出来事は、

その経済的、社会的、文化的及び政治的背景の中において紹介されねばならず、これらの出来事は、單なるニュース記事として取扱われてはならない。

11 メディアが、情報伝達者、娛樂提供者、教育者及び広告者として果たす役割において、メディアの及ぼす否定的及び肯定的影響が検討されねばならない。さらに加えてメディアは、歴史を通じてあらゆる職業の人々からの人種的種族的集団の果たした肯定的役割や活動についての、公衆の意識を高めるよう努めねばならない。人種差別の害悪をあざやかな形で、たとえば、人種差別の個々の苦惱を画くことなどで表したラジオやテ

レビジョンの番組を制作する努力がなされねばならない。このよつた視聴覚手段による表現は、とつわけ読み書きの能力が広範に普及していない地域においては、非常に大きな効果があるだらう。

12 差別の被害者となっている集団に属する人々が、白いの觀点を、とくに自分たちで番組や報告を制作することで、表現するための適切な機会が、マス・メディアの中になければならない。

13 國家機関は、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトの撤廃に関する基本的な教科書を、その他の人権の教科書とともに、広範に宣伝しなければならない。

第三章

差別の対象となっている少数者、先住民及び外国人労働者の人権の促進と擁護

14 世界の多くの地域のいたるところに、大ていの場合、様々な少数民族集団を含む、多様な国民、文化、伝統及び宗教が存在する。すべての政府が、あらゆる形態の人種差別を撤廃する國際条約の第一條にしたがって、人種、皮膚の色、門地及び民族的又は種族的出身に基づくあらゆる形態の人種差別を未然に防止するためのふだんの努力とたえまい監視をする必要がある。

15 國家機関及び地方機関は、それぞれの國の必要と条件とに応じて、人種の偏見をなくすために、人種差別の撤廃を実現するための政策を採択し、人種差別の撤廃を実現するための政策を採択する。これに付随して、各國政府はその法制度内での人種差別の撤廃を実現するための政策を採択する。これに付随して、各國政府はその法制度内での人種差別の撤廃を実現するための政策を採択する。

16 立法の分野において、各國政府はその法制度内で、いかなる差別をも廢止し、禁止せねばならない。これら立法は、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する國際規約、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する國際条約及びその他の關係國際文書にしたがって少数民族集団に属する人々の人権を促進し擁護するよう求められねばならない。少数民族に属する人々は、民族的または種族的出身、言語、宗教もしくは性別によるいかなる差別もなしで、すべての人権と基本的自由を享受するべきである。

17 これらの人々の文化と伝統を保持するにあたって、これらの人々は、関連する國々の主權、領土の一体性、ある一國による他國の内政問題への不干涉の原則及び政治的独立への必要な敬意を払つたうえで、国内外との必要な接觸を発展する地位におけるべきである。

18 参加することを可能にするのに、有利な条件を創り出し、非攻撃的であることを認める。

19 國家は、住民集団の成員の間の理解、協力及び協調関係を促進するよう作成された具体的な施策を探求することによって、集団相互間の敵意の諸因と闘う責任を負うべきである。緊張と紛争とが存在する場合には、関係する社会の異なる構成部分の間の政治的、經濟的、文化的、宗教的及び言語相違の現状を考慮せずに、これらの緊張や紛争の除去は達成しえない。

(a) 先住民自身を先住民の適切な名前で呼び、先住民自身の尊重せねばならない。

(b) 公式の身分を持つ、先住民自身の代表団体を組織すること。

(c) 先住民の居住する地域内で、先住民の伝統的經濟構造と生活様式を保持すること。このことが、その國の經濟的、社會的及び政治的發展に、先住民が均等な資格で自由に参加する権利に、いかなる形であれ悪影響を及ぼすことであつてはならない。

(d) 可能なかぎり多くの場合において、行政及び教育のために先住民自身の言語を保持し利用すること。

(e) 宗教と信条の自由を享受すること。

(f) 先住民の伝統と向上心に照らした土地と自然資源への権利の基本的重要性をとくに考慮して、土地と自然資源への近

接手段をもつこじ。
 (g) 先住民由來の教育制度を設置し、運営し、統制するこ
と。

20 先住民は、最も十分に実行可能な範囲まで自由に自由の関心
事を処理するうえで自由でなければならない、かつ、先住民の利
益と福祉に関するすべての案件について可能な限り多くの場合
において公式の諮詢手続を通じて協議を受けるべきである。過
去の収奪、分散及び組織的差別に対処する特別施策がとられね
ばならない。

21 当該地域の経済生活、あるいは文化活動のあらゆる領域にお
いて先住民自身が参加してその使用目的を決定するべきであ
る。投資のための基金が利用可能となるよう当局によって準備
されねばならない。

22 政府は、先住民の国際組織及び団体の重要な役割を考慮
し、かつ、先住民の居住する諸國の主権、領土の一体性及び政
治的独立に対して当然の敬意を払いつつ、その領土内において
先住民が関係のあるか、または、類似の住民たちとの文化的及
び社会的結合を発展させることを認めねばならない。

23 会議はまた、そのような機関を通じて先住民たちが経験を
共有し、共通の利益を助長できるような先住民のための国際的
な代表団体の設立を促進し支持するよう諸国に勧告する。差
別防止と少数者保護に関する小委員会は、関連する複雑な諸問
題が分析され、国際的及び全国的レベルで適切な施策がとられ
るよう、この小委員会の先住民問題作業集団によつて実施され
る。

てゐる緊急な作業の継続を保障せねばならない。

24 差別と人権侵害に対する先住民の脆弱性と、世界各地で先住
民が直面している脅威の深刻さとにかくんがみ、政府は、先住民
に対する権利侵害を予防するため、また、このような侵害が探
知された場合にはそれが広範に知らされるべきであるために、
先住民の権利が侵害され否認されるよつた状況に綿密な注意を
払わねばならない。

25 外国人労働者を受け入れてゐる国家は、自国民が受ける待遇
に劣らない好意的待遇を外国人労働者とその家族に与えること
によって、これらの労働者とその家族に対するすべての差別的慣
習を撤廃せねばならない。受入諸国は、これら労働者のそれぞ
れの国籍に基いて、外国人労働者を差別するおそれのある、あ
らゆる型の法またはその他の条項を自國の法令から撤廃せねば
ならない。この措置は、なからんずく、職業訓練、外国人労働者
が占めることとなるかも知れない地位の形式、外国人労働者に
適用される契約の形式、当該国のいかなる地域においても雇用
を求める権利、労働条件の取締り規定、労働組合活動、及び差
別に関する苦情を申し立てる司法及び行政裁判所への近接手段
に及ぼねばならない。外国人嫌悪と闘うことにして考慮を払い、自
國民と外国人労働者との間の平等の思想を普及するため、受入
国は、広報運動を発展させねばならない。

26 外国人労働者の権利擁護のため、以下の対策を各國政府がと
ることも、また可能である。
 (a) 國連総会は、可能な限り早期に、あらゆる外国人労働者
のことを、また可能である。

- (c) その家族の権利の擁護に関する国際条約の案文を完成すべ
きである。会議は、これらの権利を擁護する他の国際文書を
この条約が補足するであろうことから、国際連合によるこの
条約の締結が、基本的人権擁護に対する国際連合の努力に、
重要な寄与をなすであろうと考慮する。会議は、上記条約の
締結にいたるまでの間ににおいては、良好な関係と相互理解へ
の寄与を考慮した合同協議機構が受入諸国において設立され
ることを勧告する。
- (b) 加盟国は、ILOの関係条約を含む外国人労働者を差別
から保護する目的の国際文書を批准し、これに加盟し、履行
せねばならない。
- (c) 外国人労働者とその家族の成員は、法廷及び裁判所に対
する近接手段とこれら機関による取扱いに関して、関係諸國
の市民と同じ権利を持つべきである。
- (d) すべての外国人労働者は、給与に関して、受入国国民
に適用される待遇より、より不利益にならないような待遇を
享受せねばならない。
- (e) 外国人労働者には、退職年金に対する権利及び類似の社
会的権利を含む社会保障分野での、その国の労働者と平等な
権利を受け入れ国において外国人労働者が合法な住居を持
つと同時に、保証しなければならない。
- (f) 受入国は、外国人労働者とその家族の文化的独立性を保
護するため、教育と情報の分野において必要な施設を外国人
労働者とその家族に対して提供するについて、出身国と協力

するよう要請せねば。

- (g) 外国人労働者の児童が、その母語による教育と、これら
児童の国民的独立性を保つための、これら移民の文化的業績
の異なるたゞ様相に関する教育とを受けられるようせねば
ならない。
- (h) 出身国と雇用国とは、出身国に帰還する外国人労働者の
ための新しい雇用機会の創出を援助することについて、でき
るだけ十分に協力しなければならない。

第四章

人種差別の被害者のための法的救済手段

27 会議は、各國が、その国内の法的救済手続についで、以下の
考慮を払つよう要請する。

- (a) このような手続への近接手段は、できるかぎり広範なも
のでなければならない。
- (b) 現在ある法的救済手続は、その関わる司法権内において
広報されねばならず、人種差別の被害者は、それが適切で
ある場合、この手続を利用することについて援助されねばなら
ない。
- (c) それぞれの司法権内における、告訴の開始にかかる規定
は、簡単で柔軟で、かつ原告の言語において容易に受け入れ
可能なものでなければならない。
- (d) 人種差別の告発はできる限り迅速に取扱われねばなら
ない。

す、かいつて調査期間について適正な期限が設けられるべきではない。

(e) 困窮状態にある人種差別の被害者には、民事及び刑事訴訟手続において、その告訴を遂行するにつき、必要な場合の通訳の介添とともに、法律扶助が受けられるようにならなければならない。

28 人種差別の被害者は、このような差別の結果として蒙ったいかなる損害に対しても、公正で適切な賠償または返済を裁判によりて求める権利がなければならない。

第五章

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約及び

その他の関連する国際文書の履行

29 会議は、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約に未加盟の各國に対し、これらの諸国が、人種優越主義・人種差別と闘う行動の100年の目標への貢献の一歩として、この条約に加盟すること、及び、これらの諸国がこの条約を批准するまでの間、全国的及び国際的レベルの双方において人種差別に対する闘いと平等の原則の実現の確保における指針として、この条約の条項を役立てることを強く勧奨する。

30 これらの諸国は、最高の優先事項として、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約に示されている条項を十分考慮に入れ、人種差別を禁止し、かつ、終息させ、人種的憎悪を引き起こし、永続させる効果のあるいかなる政策及び規定をも、廢

棄し、改正し、無効とするか、または廢棄するための、または人種優越主義及び憎悪をもじりて思想の普及が法によって制せられるべき犯罪であることを宣した、適正な法律とその他の拘束的な手段とを制定すべきである。

31 会議はまた、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（一九四八年）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（一九六六年）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（一九六六年）、戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約（一九六八年）、アペルトヘイト罪の鎮圧及び処罰に関する国際条約（一九七三年）、国際労働機関の雇用及び職業における差別に関する条約（一九五八年）、ユネスコの教育における差別を禁止する条約（一九六〇年）及び女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約などの、国際連合の特別機関の贊助の下に採択された、他の国連国際文書をいまだに批准せず、または調印していない諸国に対し、できるだけ早急にこれらの国際文書を批准し、または調印することを考慮するよう訴える。

第六章

アペルトヘイトと闘う行動

32 会議は、すべての国家、国際連合各機関、政府間機構及び国際共同社会の拒絶を確認する。

33 会議は、曲がる運命の決定に自由に参加する民主主義社会を設立すことなどに対する、国際連合の闘争について繰り返し訓及する。

34 会議は、差別的アペルトヘイト制度の切り離すことのできない一部分であり、黒人多数者に対し、この人々の土地と、この人々の南アフリカ市民権に対する合法的権利を否定する、ベニツィー国家創設政策及び類似の手段に対する国際共同社会の拒絶を再確認する。

35 会議は、さらに、南アフリカ政権の、いわゆる改良策、とにかく黒人の連帯を分裂させ、アペルトヘイト制度を強固にする意図をもった有色人種のための制限的議会代表制度に対する国際共同社会の拒絶を確認する。

36 会議は、差別的アペルトヘイト制度の切り離すことのできない一部分であり、黒人多数者に対し、この人々の土地と、この人々の南アフリカ市民権に対する合法的権利を否定する、ベニツィー国家創設政策及び類似の手段に対する国際共同社会の拒絶を再確認する。

37 会議は、すべての国家に対し、一九七七年の安全保障理事会決議四一八号による、南アフリカを対象として課せられた、武器及び関連軍需物資の売却と移転についての輸出禁止措置を厳格に履行するよう要請する。会議は、さらに、安全保障理事会に対し、一九七七年の同理事会決議四一一号によつて設置された同理事会の委員会勧告に沿つた武器輸出禁止措置強化のための緊急手段を採択するよう強く勧奨する。

38 会議は、すべての国家に対し、南アフリカの核兵器開発能力を強化するための、その民族解放運動の合法性和、これらの被抑圧人民との民族解放運動の合法性和、これらの人々の自決権行使の探究を実現するうえでの、道義的、政治的及び物質的援助を提供すべき、国際連合と国際共同社会との特別な責任とを再確認する。

39 会議は、アペルトヘイトの全面的根絶とすべての南アフリカ人民が、人種、皮膚の色、性別あくまでも信条のいかんにかかわらず、平等として完全な人権と基本的自由を享受するよう要請する。

(a)かかる共同が南アフリカの核兵器開発能力を強化するための、その民族解放運動の合法性和、これらの人々の自決権行使の探究を実現するうえでの、道義的、政治的及び物質的援助を提供すべき、国際連合と国際共同社会との特別な責任とを再確認する。

同の中止。

- (b) 武器及び軍需物資の製造における、南アフリカへのすべての技術的援助及び共同の禁止。

- (c) 南アフリカでの外国投資及び南アフリカへの金融借款の中止。

- (d) 南アフリカがそのアペルトヘイト政策を実行し続けることを可能にするような石油、石油製品及びその他の戦略物資の供給禁止措置。

- (e) 南アフリカとの通商関係の中絶。

- 40 会議は、南アフリカの人種優越主義政権を、その南アフリカ住民の圧倒的多数に対する組織的抑圧と差別、及びそのナミビアにおける引き続き不法占領への故をもって、強く非難する。

- 会議は、また、アンゴラ、ボツワナ、レソト、モザンビーク、セイシェル、スワジランド、ザンビア及びジンバブエなどの近隣独立諸国に対して、南アフリカが犯している軍事侵略行為及び政治的、経済的不安定化工作と、世界のこの部分に不安定を作り出している近隣諸国に対する侵略と不安定化のための、傭兵及び武装盗賊集団の募集、訓練、資金供給及び武器供与などの南アフリカの活動とともに、非難する。

- 41 会議はこの区域において南アフリカのアペルトヘイト政権による侵略と不安定化の脅威と行動との対象となっている最前線諸国とその他の独立諸国が、その防衛能力を強化し、その主権と領土の一体性を防衛し、この区域における人種間の調和及び平和をそこなう南アフリカとその他のものの宣伝に対し闘い、

かつ反撃し、これら諸国を平和裡に再建し、開発することができるようだ、これらの諸国に対するよりやうやうの国際的援助と支持を要請する。

42 会議は、諸国に対し、人種優越主義政権及びアペルトヘイトを実施している南アフリカの団体や施設との間の、あらゆるページ、文化及び科学のつながりを断絶し、諸国の国民が、そのようないかなる接觸をもやめるよう仕向けることと、要請する。

- 43 会議は、以下のことを未だ実行していないすべての国に、これを実行するよう要請する。

- (a) アペルトヘイト政策の継続に寄与するおそれのある、いかなるアペルトヘイト政権との関係をも持たぬこと。

- (b)かかる共同が南アフリカ人種優越主義政権のアペルトヘイト政策への寄与となるところから、多国籍企業を含むすべての企業が、自国の法権下または統制下にある限りにおいて、この政権とのいかなる共同を行なわないよう仕向けて、この防止すること。
- 44 会議は、ナミビアが眞の自決、国家の独立及び領土の一体性を達成するまでの間の、ナミビアに対する国際連合の直接責任を再確認して、一九七八年九月二十五日の安全保障理事会決議四三五号（一九七八年）の即時無条件履行を要求し、かつ、すべての国家、国家間機構、民間団体及びNGOがこの目的への能動的寄与をなすよう要請する。会議は、さらに、すべての政府及び多国籍企業に対し、国際連合ナミビア理事会が採択した、

- ナミビアの自然資源の保護のための布告第一号を履行することを要請し、また、ナミビアに関する国連総会決議三二八／一三三一号の項に示された諸措置の履行とを要請する。

- 45 会議は、すべての政府、国家間機構、民間団体及びNGOに

- 対し、かかる援助がアペルトヘイト政策に寄与することから、南アフリカの人種優越主義政権とのすべての経済的及び金融上の共同の廃止を確保するのに必要なあらゆる手段を引き続き実施し、南アフリカ政権によるナミビア領土の不法な占領の認知または支持を意味するおそれのあるどのような行動もとらないことを要請する。この点について、会議は、安全保謢理事会により既に課せられてくる禁止措置の適用を緩和するための一 方的な企図に反対の警告を發する。

- 46 会議は、国際復興開発銀行及び国際通貨基金並びに類似の機構に対し、南アフリカの人種優越主義政権へのいかなる信用供与をも与えないよつ強く勧奨する。

第七章

国内立法及び制度

- 47 会議は、すでに以ての措置をとっていない諸国に対し、人種差別を禁止し、終息させ、人種的憎悪を作り出すか、または永続させる効果を有する、いかなる政策や規定をも、廢棄し、改正し、無効とするかまたは破棄するための、また、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国連宣言、和平と國

際理解の強化と、人権の促進及び人種優越主義、アペルトヘイト並びに戦争の煽動に反対することについての「ア・ヌーディアの寄与にかかる基本的原則に関するユネスコ宣言（一九七八年）、及び人種と人種的偏見に関するユネスコ宣言に体现された原則と、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約に掲げられた諸権利とに相当の注意を払つて、人種的優越及び憎悪にもとづく思想の普及が法により罰せられるべき犯罪であることを宣した、適正な法律とその他の適当な手段との緊急な制度を、最高度の優先性をもつて考慮すべきである。

48 会議は、いまだ以下の手段をとっていない諸国に対し、傭兵の募集、利用、資金供与並びに訓練、通過及び移送、とりわけこれらの方が人種優越主義政権の援助を目的としている場合に、これらを防止し、これらの傭兵を一般犯罪者として罰するための、刑法の分野における措置を含む、法律上及びその他の手段をとるべきを要請する。会議は、国連総会が、第三五回国の会期において設置した特定目的委員会に対し、できる限り早急に、傭兵の募集、利用、資金供与及び訓練に反対する国際条約草案を完成するよう強く勧奨する。

- 49 会議は、すべての国家に対し、人種的優越性ないし人種的憎悪に基づくあらゆる思想の普及は法律によって処罰されるべき犯罪であることを宣し、また、人種上の基準ないしは人種差別とアペルトヘイトの思想を広めることを基盤として結成された、ネオ・ナチやファシストの団体、私的クラブ及び公益団体を含めた、人種的偏見及び人種的憎悪に基づく団体を禁止する

厳格な法律を採択することを強く奨励する。

50 国内立法に関する、会議は以下のことを勧告する。

(a) 政府は、必要な場合、人種に基づいての差別を、すべての個人への平等な権利を、その憲法及び法律において保障しなければならない。

(b) 政府は、必要な場合、すべての国内法を再検討し、最新のものとして改訂しまた、すべての差別条項を除去することを義務とせねばならない。

(c) 法律は、関連の国際文書の示された国際水準に一致したものでなければならぬ。

(d) 差別の被害者には、すべての可能な手段により、由於の権利について十分に知らされ、また、これらの権利を確保するについての援助が与えられねばならない。

(e) 政府は、必要な場合、かかる法律の効果的な施行を確保し、かつ、これによって機会の均等と善良な人種的関係を促進するための、調停及び仲裁手続と全国的委員会を含んだ、適切で効果的な機構を設置せねばならない。

加盟各国、関連の地域体及びNGOを含めた国際連合制度のすべての機関がこの一〇年計画の目的と目標の達成に向けてとられた手段を評価できるよう、再検討及び評定の正確な制度が続行されねばならない。

52 各国の国内法と政策の枠組の中で、また、その方法にしたがって、国家は人権の促進と擁護のための国立の機関を設立せねばならない。国立の機関は、人種、性別、階級、皮膚の色、民

族的及び種族的出身に基づくすべての差別的法律、偏見及び慣行の撤廃を確保する観点をもつて、法の形成を注視し、全国政府の法律と政策を精査せねばならない。

第八章

セミナーと研究

53 会議は、人種優越主義及び人種差別と闘うための将来活動の一環として、下記の主題に関する、国際的及び地域的セミナーの組織化について考慮が払わねばならないことを勧告する。

(a) 人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトに至る政治的、歴史的、経済的、社会的及び文化的要因。

(b) 植民地主義、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトに反対して闘う人民と運動への国際的支持及び援助。

(c) 人種優越主義政権にその政策を変更させる目的をもつて人種優越主義への支持を与えない方法と手段。

(d) 部族主義の歴史的及び現在の重要性。

(e) 人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトの完全根絶への主要な障壁。

(f) 移住国における、種族的集団に属する人々の人権。

(g) 先住民などの、種族的及び人種的少数者及び不利益を蒙っている者に属する人々への平等な待遇。

(h) 地域共同社会関係委員会とその機能。

54 会議は、また、アパルトヘイト、人種優越主義及び人種差別を交換するよう要請する。

に關する国際連合の諸決議の履行を確保する方法と手段に関する研究が継続されねばならないことを勧告する。

第九章

NGOによる行動

55 その独立した地位によって、NGOは個々に、及び集団的に、人種優越主義及び人種差別に対して闘う行動の一〇年の目標の達成に重要な寄与をなすべきである。自らが発起する種々の活動を通じ、NGOは、自国内あるいは国際共同社会において、別の方針では明るみに出ない人種差別地域を明らかにし、公表し、及び、あらゆる形態の差別に対し積極的に闘うことに於いてより大きな実際的な理解を若い人々の間に作り出すに効果を発揮することができる。

56 NGOは、その成員と一般社会との間に、人種優越主義及び人種差別の害悪についての自覚を作り出し、維持する機会をもつて、このような自覚は、ある特定の国の具体的な経験により加わった利点のすべてとともに、国内団体から国際団体に移すことができる。したがって政府は、自国内において NGOが自由かつ開放的に機能できるよう確保せねばならず、このことによって、世界中における、人種優越主義と人種差別の撤廃に効果的な寄与をなさねばならない。

国際協力

57 個人と国民の人権の完全な促進と擁護を獲得するためには、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトの政策及び慣行の原因と闘い、これを撤廃する目的をもつ、全国的、地域的及び国際的行動を強化することが必要である。

58 会議は、国際協力の維持と強化、平和、人権の履行及びアパルトヘイト並びに人種差別との闘いが、明白に結びついていることを強調する。国民間の相互理解を改善するためには、交換訪問及び教育的、文化的並びに科学的交換計画を拡大せねばならない。人種優越主義及び人種差別との闘いに関する情報と思想の自由な流通が確保されねばならない。会議は、諸国に対し、人種優越主義及び人種差別との闘いに関する情報及び思想を交換するよう要請する。

59 会議は、一九八五年に開催が予定されている、国際連合女性の一〇年の成果の再検討と評価の世界会議に対し、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトなどの害悪に反対する闘争における、女性の積極的参加の確保を目的とする手段の採択を勧告することにより、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトに対する闘争に寄与することを要請する。

60 会議は、国際青年の年（一九八五年）を考慮して、国際連合及び特別機関が、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトに対する闘争への青年の効果的な寄与を助長する活動の実施を引き受けるべきであることを勧告する。

第一〇章

61 会議は、すべての政府と国際機関が、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトの政策と慣習と基盤となつてゐる、經濟的、政治的及び社会的条件を改めるためにあらゆる努力をつくし、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトの被害者に対して、そのすべての支持を与える、また、植民地主義の残滓に対する闘争と、地域国家間機構が承認した解放運動への支持とする特別の注意を払うに専することを宣言することを要請する。

62 世界人権宣言の第二八条は、何人もこの宣言に掲げられてゐる権利及び自由が完全に実現されうる社会的及び国際的な秩序を享有する権利を有すると規定している。この目的のため、公正にして公明な国際的秩序の確立のため力をつくすことが必要である。新しい国際的経済秩序の確立は、人種優越主義及び人種差別を発生させる原因と闘う重要な手段となるであろう。

63 人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトの政策及び慣習の原因と闘う、これを撲滅するため、全国的、地域的及び国際的な行動には、なかんずく雇用、栄養、住居及び教育の問題で、現に存在する非常な不平等を消滅せねばならぬ。国際的な政治的、社会的及び文化的局面において国民と個人の生活条件を改善する目的をもつた手段が含まれねばならない。国際的な開發の協力は、これらの目標実現のため開発途上国が必要とする資源の確保について果すべき重要な役割を担っている。

64 会議は、政府が、関連国際機関とともに、南アフリカの人種優越主義政権の軍隊から良心の故をもつて脱退した人々や、アパルトヘイトに反対であるという理由で出国を余儀なくさせら

れた人々とに、特別の国際条約ないしは他の規定条項を通じて、亡命者保護なしとは通過のための施設を保証する手段の採択を考慮するよう強く勧奨する。

65 会議は、あらゆる形態の人種差別の撤廃が国際連合及び国際共同社会にとって最高度の優先性をもつ問題であることを宣言する。会議は、人種優越主義と人種差別ないしは種族的差別の原因と効果とについてのユネスコの事業（研究及び調査）の偏見の持続、伝達及び変質における影響の要因と、それがさまざまな形態の人種優越主義及び人種差別ないしは種族的差別の偏見をもつての集団が、教育、科学、文化及び情報の分野において、その他の人々と平等な機会を享受するための、また、これらの集団がこれらの分野において完全な代表権を有し、自らの権利を行使できるようにするためのユネスコの努力。

III 異なる諸文化の理解及び、諸文化と諸国民の平等の促進と認識についてのユネスコの計画。
IV アパルトヘイトについてのユネスコの調査及び研究及びユネスコの事業の結果での限り広範な普及。

66 人種優越主義及び人種差別と闘う一〇年の間ににおける、全国的、地域的及び国際的なレベルでの、国際共同社会の努力にもかかわらず、人種優越主義、人種差別及びアパルトヘイトは、弱ることなく続き、縮小の徵候を見せていない。

一〇年行動の目標を達成するために、最大の国際的圧力を動員するという、会議の不变の決意を再確認する目的で、会議は、国連総会が一九八三年一二月の現一〇年行動の終りにあたって、人種差別と闘う第二次一〇年行動を宣言することを強く勧告する。

(記語)アフーマーティン・アクション

米国で実施されてくる差別撤廃措置。字義どおりには「肯定行動」の意。少数民族・女性・障害者など差別されているひとに対する差別をなくすための措置。特に政府の行政指導や法律によって大学の入学者数、企業の雇用や職業訓練の対象者数に黒人と白人あるいは女性と男性の人数枠を設けるなどをいう。一九六一年のケネディの行政命令で使用されたのが最初で、その後六〇年代の公民権法、投票権法などで法的に確立し、粹に達しない場合は、連邦政府補助金や政府による契約の取り消し、さらには罰金が課せられる。

「第二回人種差別と闘う世界会議」に対する訴え文

(一)

部落解放同盟は、今年、第一回「人種優越主義・人種差別と闘う世界会議」に初めて参加することになった。

部落解放運動は、部落解放同盟が、全国水平社として一九二一年に設立されて以来、六一年の歴史を持っている。この組織は、今日まで、はなはだしく長されてきた部落人の人権を守るために闘い続けてきている。部落解放同盟は、全国に二二〇〇の支部と二〇万人の同盟員を有し、部落の劣悪な住環境の改善と共に部落民に対する職業及び教育の機会均等の保障、あるいは社会生活に起つている差別事件に対する糾弾闘争、例えば結婚差別などと取り組んでいる。

今日の部落差別の起源は、近世封建制度が確立された一六世紀末あるいは一七世紀初頭までにさかのばることができる。この封建制度が終わつた明治維新（一八六八年）後も、部落に対する差別は、実際に廢止されず、資本主義社会の發展の為に利用されてきた。

日本には、今日、苛酷な差別を受けている部落が全國に六〇〇ヶ所、三百万万人の部落民がいる。過去に比べ、部落民及び部落の状態は、少しずつ改善されてきてはいるが多くの部落が未だに、劣悪な立地条件と悲惨な住居環境におかれている。また失業者が多く、就職してくる部落民の場合でも、社会保障も無く低賃金で雇われている者が少なくない。農業に従事している場合でも、極わずかの農地しか持たない。そのようなわけで、部落の子供達は経済的な理由から、教育の機会均等を奪われている。こうした、劣悪な実態から生み出されてくる部落への嫌悪感と、歴史

的に形成されてきた偏見が、互いに結びついて結婚や就職、その他の部落民の社会生活に悪影響を及ぼしているのである。

こうした部落差別は、部落民だけの問題ではなく、社会全体の問題である。すなわち、部落差別は、分裂によって社会を支配する方策として、政治的つくり出され利用されてきたものである。部落差別はまた、労働者全体を低賃金と、悪労働条件にどどめておくためのいわゆる沈め石となってくるのである。

三

これらの状況を踏まえて、部落解放運動は生じて次のようなる運動を展開していく。

國の政治的問題といふ、階級の立場の

機会均等の保障を訴えて闘っている。その結果一九六九年には、政府は、部落の劣悪な実態を改善するために同和対策事業特別措置法を採択し、一九八一年三月までの一三年間施行してきた。同年四月には、新たな法として地域改善対策特別措置法が採択され、一九八七年三月までの五年間施行されることとなってきた。今後の課題としては、この期間に、住環境を中心とした改善とともに部落の住環境改善だけでなく、部落民の教育及び就職状況の改善、更には、部落に対する偏見の根絶を目的とした部落解放基本法の制定が必要となってきている。

②差別事件に対する闇い。

政府及び地方自治体が調査したところによると、一九七九年の

た、アイヌ人口は、政府の調査では、およそ二五〇〇〇人と推定されている。この他沖縄出身者や、原爆被爆者が、日本に於いて厳しい差別を受けている。また、障害者や、女性も差別されていて、共同闘争とは、これらの人々に対する差別を撤廃するための闘いであり、部落解放同盟は、国際婦人年や国際障害年に活発なとりくみを開拓したし、在日朝鮮人・韓国人に対する差別撤廃闘争に参加している。その他、低賃金と惡労働条件で雇われている労働者の待遇改善のために最低賃金を引き上げる闘いにも参加している。

(三)

今日、世界的に軍備が拡大され、我々を核戦争へと導いている。日本も、この例外ではない。部落解放運動は、核戦争・軍備拡大に反対し、平和運動にも積極的に参加している。これい、軍備拡大・不景気・失業者の増大等の深刻かつ危機的社会状勢の到来と共に、部落差別は最近強まりつつある。これは、政府の同和対策予算の削減や、「部落民は国民の敵だ!」とか「部落民を殺せ!」といった露骨な事件の近年の増加にも見うけられる。

これらの厳しい状況の下で、我々は、そうした危険な傾向を、はねのけるために、国際連帯を強めたいと思っている。

第二次世界大戦前、部落解放運動は、ナチスによるユダヤ人迫害に対して抗議運動を行なった。戦後は、インドの不可触民と連帯を持ち続けている。一九七七年には、元国連人権擁護部長、マルク・シニライバー氏を二月の人権週間に日本に招き、世界の

四

一年間だけでも、一七〇〇件もの差別事件が起きて いる。しか し、この数は日常生起して いる全ての事件のうちの、ほんの一部 である。しかしながら、これらの差別事件は日本では法的に禁止 されて いない。このような状況の中で、我々の部落解放運動によ つて差別者に対する抗議や教育のために糾弾闘争が行なわれてい る。更に、人々の間にある偏見を取り除く為に、マス・メディア や学校教育が行なわれているがまだまだ弱いと言わざるを得な い。今日とりくまれて いる最も大きな糾弾闘争は、部落地名継承 に対する糾弾と狹山事件の再審要求である。

「部落地名総鑑」差別事件とは、一九七五年末に判明した事件で全国の被差別部落の名前と所在地、戸数や職業を一冊の本にまとめて、企業に売りつけていた事件である。今まで九種類のものが売られ二一九社もの購入者が判明している。その中には、日本を代表するトヨタやマツダ等の企業が多数含まれ、就職差別を利用されていた。この問題は、今日まで解決していない。

③部落民同様に厳しい差別を受けている日本の他の被差別マイ

ノリティや労働者の共同監等。
日本には、七〇万人の在日朝鮮人・韓国人が生活している。ま

人権状況と人権擁護について講演を行っていた。こうした取り組みがもとになって一九七九年には、我々は政府に国際人権規約を批准させることができた。一九八〇年には、我々は人権についての国際シンポジウムを開催し、部落問題を通じて四人のゲストを外国から招いた。フランス・アメリカ合衆国・オーストラリア・インドからである。去年、一九八二年の二月には、六人の運動家を外国から招いて、我々は第一回反差別国際会議を行なった。西ドイツから、ドイツ・スインティ・ロマ中央委員会議長のロマニ・ローゼ氏、イギリスからは、全国アジア青年協会（NAAY）事務局長、及び内務大臣常設人種関係諮問委員会メンバーのラヴィ・ジエイン氏、インドから、全インド後進少數ミニニティ従業員連盟（BAMCEF）委員長、及びDS-4委員長のカンシン・ラム氏、アメリカ合衆国からは、全国有色人協会（NAACP）ワシントン局長のアルシア・T・L・シモンズ女史、フランスからは、人種差別に反対し人民間の友愛を促進するための運動（M.R.A.P.）事務局長のアルベル・レヴィ氏、そして、フィリピンから、国連人種差別撤廃委員会委員長、前フィリピン外務次官のホセ・イングレス氏である。この会議では、別紙のようなく宣言と決議文が採択された。このようにして、我々は、部落差別撤廃だけでなく、すべての差別撤廃の為にも、さまざまな方面の人々と国際連帯を結び、密接に協力しながら、活動しているし、今後も強めていきたいと思ってている。

我々は、第一回「人種優越主義・人種差別と闘う世界会議」に、以下の六項目を訴える。

- ①差別問題を解決し、今日、世界中で厳しい差別に苦しんでいる人々を解放するために、より一層、効果的な条約、並びに行動計画が採択されること。
- ②前社会の身分制に起因する差別問題、すなわち、日本の部落問題やインドの不可触民の問題等を、解決に導くために国際的協力ををして頂くこと。
- ③人種差別撤廃条約を、世界の全ての国が批准するよう、今回の世界会議ならびに国連が、より一層の努力を行なうこと。
- ④今回の世界会議を踏まえ、新たに、一〇か年の行動計画を設定するとともに、各國政府に、それを本国語に翻訳して国内に広く公表することを義務づけること。
- ⑤核戦争の危機を取り除くと共に、軍備を縮小しその資金を各國の差別問題の解決のため使うよう、今回の世界会議ならびに国連は、各国に呼びかけること。
- ⑥国連は、各国の差別と闘っている団體と積極的に交流を行なうこと。

(H)

今年、一九八三年は、世界人権宣言三五周年にあたる。我々、部落解放同盟、及び、日本の他の様々な団体は、一九八一年に国連総会で採択された世界人権宣言三五周年記念事業決議を基盤として、各地で実行委員会を結成し、記念ボスター・ネクタイピン

・ペンドント、冊子の作成など様々な企画を行なっている。十二月には、我々は、国連からゲストを招いて十月四日から一〇日の人権週間に、記念集会を開く予定である。

我々は、日本政府が、人種差別撤廃条約の批准を、できるだけ早く行なうよう努力をより一層強めたい。

我々、部落解放同盟は世界中から一切の差別が撤廃されるように日本の地で聞くことをお誓い申し上げるとともに国連・国連関係機関、更に人権のために闘っている世界のすべてのNGOに、日本における部落差別をはじめとした一切の差別が撤廃されるよう御助力、御支援をお願いしたい。

一九八三年八月一日

以上

部落解放同盟

監員長 上 杉 佐一郎